

加賀市空き家等店舗活用促進事業  
「空き家“リノベ,,ぐらんぷり」募集要項  
(片山津温泉区域の空き家の募集期間延長分)

空き家等の利活用を促進して賑わいの創出と地域産業の活性化を図るため、市内の空き家等を店舗等として利活用する提案を募集する「空き家“リノベ,,ぐらんぷり」(2部門)を開催し、各部門で最も優れた提案を行った事業者に空き家等の改修工事費等の一部を助成します。

※片山津温泉区域内の空き家については、要件を緩和し、募集期間を延長します。

#### 【募集内容】

次の2部門について、各区域内にある空き家等を店舗等として利活用する提案を募集しましたが、(2)については空きスペース等も対象として、募集期間を延長します。

##### (1)加賀市内の空き家部門

加賀市内全域にある空き家・空き店舗・空き旅館等を利活用する提案

##### (2)片山津温泉区域内の空き家部門

片山津温泉1区から6区までの区域内にある空き家・空き店舗・空き旅館、**空きスペース**等を利活用する提案

※(1)は、現在全く使用されていない物件を利活用する提案に限ります。

**(2)は、現在全く使用されていない物件に加え、現在使用されている物件のうち、使用されていない部分を活用する提案も含みます。(要件を緩和しました。)**

また、提案は提案者が自ら実行するものに限ります。

#### 【選考方法】

##### (1)予選投票(令和4年7月中旬から下旬を予定)

空き家等利活用の提案をした事業者について、令和4年7月1日時点で18歳以上のマイナンバーカードとスマートフォンを有する人(居住地は市内外を問いません。)のインターネットによる投票で各部門の上位3者を選出します。

##### (2)決勝審査会(令和4年8月上旬を予定)

予選投票で選出された各部門の上位3者の提案について、提出された事業計画書等に基づき専門家による審査会で書類審査及び面接審査を行い、優勝者を決定します。

予選投票用資料及び事業計画書等の内容については、必要に応じて事前に加賀商工会議所から助言を行います。

審査会は8月上旬頃に開催予定で、予選投票の上位3者の代表者に出席していただきます。

当該事業に国・県等の他の補助金を活用(実績・予定含む)する場合は、事業計画

書への記入が必要です。(別途資料の提出を求めることがあります。)

最も優れた提案を行った事業者(優勝者)に市長が補助金の交付の決定を行います。

なお、補助金の交付の決定日以降(審査会終了以後)に実施する事業が補助の対象となります。それ以前に発注、購入、契約、工事等を実施したものは補助の対象となりませんのでご注意ください。

#### 〔選考の主なポイント〕

##### (1) 計画全般

計画の具体性・実現可能性、収支計画の妥当性など

##### (2) 個別項目

事業者の経歴、商品・販売戦略、店舗外観及び内装の魅力、地域貢献性、  
周辺の商業店舗集積(立地)状況など

##### (3) その他

予選投票結果、移住者(転入後1年以内に開業又は開業後年度内に転入予定)、若者(年度当初時点で40歳未満)、立地状況(商店街等の複数の商業店舗が近接する街路沿い)で加点措置を行います。

#### 【募集対象】

利活用する空き家・空き店舗等の所有者または所有者の許可を得て改装等を行う中小企業者又は個人事業主であって、次の要件を満たす者

(1) 日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)に定める小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業及び性風俗関連特殊営業を除く。)又は宿泊業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に定める旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業とし、下宿営業等は除く。)のいずれかの業種であること。

(2) 建物の1階部分で営業を行うこと。

(3) 営業が夜間(午後6時から翌日午前10時まで)のみでないこと。

(4) コンビニエンスストア、ファストフード店等のチェーン店舗でないこと。

(5) 政治団体及び宗教団体による運営でないこと。

(6) 加賀市暴力団排除条例(平成24年3月26日条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員及びその他反社会的な勢力又はそれらと関係する者が経営又は運営に実質的に関与していないこと。

なお、過去に「加賀市まちなか店舗立地支援事業」、「加賀市温泉街出店促進モデル事業」又は「加賀市商店街まち歩きが楽しい店づくり支援事業」の採択を受けた者であって、当該対象店舗の営業を行っていない者については、本事業に応募することはできません。

### 【補助対象経費】

補助の対象となる経費は、次のとおりとします。

新規開店に係る内外装工事費（付帯設備を含む。）、備品費及び広告宣伝費

※備品は原則として店舗に設置される事業用資産又は大型の物品であって、消費者への商品・サービスの提供以外の用に供されないものを指します。

食器・文房具等の小型物品やパソコン・オーディオ機器等の汎用性の高い物品、絵画・オブジェ等趣味性の高い物品等は補助対象外です。

### 【補助金の額】

補助対象経費の3分の2以内とし、500万円を限度とします。

補助金は、開業後の実績報告に基づき支払います。

### 【応募受付期間】

(1)加賀市内の空き家部門 令和4年6月1日（水）～6月30日（木）※受付終了

(2)片山津温泉区域内の空き家部門 令和4年6月1日（水）～7月15日（金）※延長

### 【採択件数】

(1)加賀市内の空き家部門 1件

(2)片山津温泉区域内の空き家部門 1件

### 【応募の手続き】

次の書類等を応募受付期間内に加賀商工会議所にデータで持参又はメールにて提出してください。

また、移住者、移住予定者及び若者に該当する場合は、別途必要書類を持参又は郵送してください。

予選投票用資料及び事業計画書については、加賀商工会議所で内容の確認をしたうえで受付しますので、受付期間終了間際ではなく、余裕をもって提出してください。

また、予選投票のための市ホームページへの資料の掲載は、原則、応募者全ての提案を同時に行います。ただし、受付後の資料の修正に大幅な時間を要する提案については、後日の掲載となる場合がありますのでご注意ください。また、市ホームページには、書類の受付順（書類確認完了順）で上から順番に掲載します。

予選投票用資料や事業計画書等の様式は市ホームページ上に掲載しています。また、商工振興課、加賀商工会議所及び山中商工会にも配置しています。

## 〔提出書類〕

- ①予選投票用資料（参考様式あり、A4・10頁以内で作成してください。）  
※投票の参考資料として、市ホームページに掲載します。
- ②予選投票用動画（3分以内、MP4形式で作成してください。）  
※提出は任意です。提出された動画は、YouTubeにアップロードしたうえで市ホームページに掲載します。
- ③事業計画書（様式）
- ④工事設計書及び設計図
- ⑤店舗内外装イメージ図
- ⑥現状の外観写真
- ⑦店舗立地箇所が分かる地図
- ⑧法人の場合 直近期の決算書の写し  
個人事業者の場合 前年の所得分の確定申告書の写し（収支内訳書又は青色申告決算書の写し）
- ⑨経費の見積書（明細を含む。）

### 〔移住者や若者の場合〕

- ⑩住民票の写しや戸籍の附票等、年齢・住所の履歴を表すもの

### 〔移住予定者の場合〕

事業者が移住者に該当し、かつ申請時に加賀市内に居住していない場合のみ

- ⑪移住計画届（様式）

①～⑪のほか、必要に応じ事業内容を説明する資料 ※提出は任意です。

## 【スケジュール(予定)】

提案募集	(1)加賀市内の空き家部門 令和4年6月1日(水)～6月30日(木) (2)片山津温泉区域内の空き家部門 令和4年6月1日(水)～ <u>7月15日(金)</u>
予選投票	(1)加賀市内の空き家部門 令和4年7月11日(月)～7月31日(日) (2)片山津温泉区域内の空き家部門 令和4年 <u>7月20日(水)</u> ～7月31日(日)
決勝審査会	令和4年8月上旬
優勝者決定	令和4年8月中旬
補助金交付決定	令和4年8月中旬
改修工事等	令和4年8月下旬～令和5年3月上旬
店舗等オープン	令和5年3月末まで
補助金額確定	令和5年3月末まで

## 【注意点】

- ・国・県等の他の補助金を活用（実績・予定を含む）する場合は、事業計画書への記

入が必要です。

- ・採択後、補助金交付決定日以降の事業（契約から費用支払いまで）が対象となります。補助金交付決定日より前の支出は対象なりません。
- ・原則、令和5年3月31日までに開業することが条件です。
- ・「まちなか店舗立地支援事業」の要件を満たす場合は、「まちなか店舗立地支援事業」にも応募できますが、両方の補助金を受給することはできません。また、「まちなか店舗立地支援事業」にも別途審査があります。
- ・補助金の交付の決定を受けた事業者が、交付決定日から5年以内に営業を休止し、若しくは廃止し、又は著しく営業活動を縮小したときは、以下の通り補助金の返還を求める場合があります。事業形態に著しく変更があったときも、同様の返還を求める場合があります。

補助金返還事由が発生した日	返還額
営業を開始した日から3年経過するまでの期間内	補助金確定額×75%
営業を開始した日から3年を超え4年経過するまでの期間内	補助金確定額×50%
営業を開始した日から4年を超え5年経過するまでの期間内	補助金確定額×25%

## ■事業計画書の提出・問い合わせ先

### 【書類提出について】

#### ○問い合わせ先

- ・加賀商工会議所 TEL：0761-73-0001 FAX：0761-73-4599  
E-mail：consult@kagaworld.or.jp
- ・山中商工会 TEL：0761-78-3366 FAX：0761-78-1766  
E-mail：yamanaka@shoko.or.jp
- ・加賀市商工振興課 TEL：0761-72-7843 FAX：0761-72-7991  
E-mail：shoukou@city.kaga.lg.jp

#### ○書類提出先

- ・加賀商工会議所 TEL：0761-73-0001 FAX：0761-73-4599  
E-mail：consult@kagaworld.or.jp

### 【予選投票について】

- ・加賀市スマートシティ課（デジタル化推進グループ）  
TEL：0761-72-7833  
E-mail：digitalsuishin@city.kaga.lg.jp

### 【決勝審査会について】

- ・加賀商工会議所 TEL：0761-73-0001 FAX：0761-73-4599  
E-mail：consult@kagaworld.or.jp